民医連厚生事業協



7月 第183号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター6F

TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652 E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp

en.gr.jp (共済だより用)

kyousai@min-iren.gr.jp

(厚生事業協宛)

ホームページ:https://min-jigyo.or.jp





いわさきちひろ「うきぶくろで泳ぐ少女」(1973年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしております)

主な記事

- みんな違っていい (上) /元世田谷区立桜丘中学校校長 西郷 孝彦さん
- どうする? こころのケア (上) /代々木病院EAPケアシステムズ 池田 佳祐
- いま、なぜ憲法改悪なのかパートI(M) 若手弁護士の会
- **縮図からみる世界**⑥ 人間社会を本当の意味で豊かにしていく判断/斎藤 貴男
- **私の職場紹介**⑥ 北海道勤労者医療協会 勤医協札幌病院/九世紀太郎
 ⑦ 東京勤労者医療会 東葛病院/とーこ
- 私の趣味・こだわり紹介⑭ 野草の魅力/東京・コージッ

45 一人でも多く助かるために/愛知・ゲゲゲ

携帯電話でご応募の方 はこちらからどうぞ 応募先のメールアドレ スが読みとれます



1. 名古屋地裁の違憲判決

名古屋地裁は、同性婚を認めない諸規定 するという判決を言い渡しました。 る「同性婚訴訟」。そのうちのひとつ、 民法などの規定は、憲法違反ではないか です。※6月8日には福岡地裁も、 を出しており、これは3例目の違憲判決 条2項に違反する状態にあるとした判決 14条1項違反を認め、東京地裁が憲法24 は、憲法24条2項と憲法14条1項に違反 同性カップルの結婚を認めない現在の 同性婚訴訟ではすでに札幌地裁が憲法 -全国5カ所で提起されているいわゆ

厳」という理念に合っているのでしょう 意味があります。果たして、同性カップ 根源的な理念「個人の尊重」が、ここで ない。」と定めます。日本国憲法の最も 平等に立脚して、制定されなければなら 及び家族に関するその他の事項に関して ルの結婚を認めない規定は、 メ押しのように規定されていることには は「個人の尊厳」という言葉で24条にダ は、法律は、個人の尊厳と両性の本質的 憲法24条2項は「配偶者の選択、財産 相続、住居の選定、離婚並びに婚姻 「個人の尊

シリーズ

法改悪 なのか 無

「同性婚を認めない

「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 公式ブログ https://www.asuno-jiyuu.com/

24条2項に違反する状態にある旨の判決

を出しました。

黒澤いつき

考えられないことからすると、国会が あわせ」を得ることができないままでい ベルのものではない、と示しました。 ばそれで十分なのでは?」などというレ 認められ保護される、つまり結婚できる は、ふたりが「ふうふ」であると行政に もって共同生活を営む」という、人とし ることで、逆に得られる反対利益などが い間こうした一人としてあたりまえのし ことが非常に重要な意義を持っていて、 てあたりまえなはずの幸せを得るために び肉体的結合を目的として真摯な意思を そして、「ふたりが永続的な精神的及 その上で、多くの同性カップルが、長 結婚できなくてもいっしょに暮らせれ

2 そのロジック なぜ憲法違反なのか

ることができず、同性カップルと異性 態において、異性カップルと何ら異なる もった生活共同体を構成しうるという実 除けば、親密な関係に基づき永続性を 在している、と認定しました。 カップルとの間には著しいギャップが存 の地位を得られず、行政サービスも受け 結婚できないがゆえにさまざまな法律上 ところはない」と述べ、同性カップルは 自然生殖の可能性が存しないという点を 名古屋地裁はまず、「同性カップルは、

> 2項に違反する、としたのです。 厳」をないがしろにしており、憲法24条 であるとし、現在の諸規定は 状態を放置することはあまりにも非合理 「個人の尊

項に違反する、と示されました。 とする婚姻への制限であり、憲法14条1 的指向というほぼ生来的な、本人にとっ ては選択・修正の余地のない事柄を理由 われても意味は無く、現在の諸規定は性 なに「異性との結婚は可能ですよ」と言 ことは結婚できないことと同じで、どん した。判決では、同性愛者にとっては、 14条1項)との関係についても判断しま 「同姓との婚姻が認められない」という 加えて、裁判所は法の下の平等(憲法

直ちに同性婚の法制化を

3.

憲判決を真摯に受け止め、直ちに同性婚 られるような苦しみ、そして、今回の違 せん)。政府は、当事者たちの心がえぐ 同性婚の法制化を政治に求め続けてきて 会への警告です。長い間、当事者たちは 消極的な態度をとり続けている政府・国 的少数者)への差別に対し、あまりにも れている頃には成立しているかもしれま いものとなっています(この記事が読ま T理解増進法案も、 差別禁止とはほど遠 いるのに、政府与党の腰は重く、 差別解消のための取り組みを、そして、 この画期的な判決は、LGBTQ(性 LGB

の法制化に着手すべきです。

2023年7月号

縮図からみる世界[62]



人間社会を本当の意味で豊かにしていく判断

が、人馬一体となって急坂を駆け上がり、高さ約 晒されている。陣笠と裃を纏い祭馬に跨った若者 代に始まったという。 柄を占うというものだ。約700年前の南北朝時 2メートルの土壁を乗り越えた回数で農作物の作 三重県の無形民俗文化財である多度大社(桑名 の伝統行事「上げ馬神事」が、存続の危機に

事では、馬1頭が骨折して安楽死させられていた。 を求める方針を明らかにした。 過去15年間で4頭目だと一見勝之知事が記者会見 で語り、事故防止に関する協議会の場で、改善策 コロナ禍を経て4年ぶりとなった今年5月の神

2003年に廃止された際は、全国的な話題にも ていた「不浄の者入るべからず」という立て板が 多祇園山笠」の、男衆たちの詰所の前に立てられ との意見もあるそうだ。時代に背いて姿を消して いく伝統行事は少なくない。福岡市の夏祭り「博 動物愛護団体などからは、いっそ止めてしまえ

正しさ〟ばかりに囚われ過ぎることのほうが、私 句に殺す行為が善だとは言わないが、〝政治的な はどうか。相手は動物である。無理を強いた挙げ やむを得なかったと、私も思う。「上げ馬神事」 女性差別が連想された結果だったから、これは

> は怖い。だったら家畜を潰して食らうことも罪深 どとも考えてしまうから。 るのための行動に直結してしまいはしないか、な などという極論、さらにはその〝正義〟を実現す い、食わねば生きられぬ人類など滅びるべきだ、

が、動物愛護法違反で書類送検される事態まで発 で殴ったり、蹴ったりして興奮を促した住民5人 996年。2011年には、馬の下腹部や尻を棒 興奮剤を投与していた事実が明るみに出たのは1 が、半端なものではなかったことも確からしい。 とはいえ、件の祭馬に加えられてきた虐待ぶり

による議論の推移を見守りたい。それにしても一 防止のためのむ協議会、その他の地元関係者たち なってくる、ような気がする。とりあえずは事故 より文化のほうが大切だ、とばかりも言えなく ここまでくると、ポリティカル・コレクトネス

りは人間社会を本当の意味で豊かにしていく判断 を、私たちには迫られているのである じられるものではないだろう。伝統文化を重んじ 上してくるはずだ。どうすればよい、と一律に論 つつ、人権や動物愛護の精神をも守り得る、 これからの社会では、こういう問題が次々に浮

貴男(さいとう たかお)

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。 英国バーミン 『いちばんたいせつなもの』『『マイナンル 』『マスゴミって言うな!』など。

